近江兄弟社高等学校 部活動 基本方針

高校運営委員会 職員会議

【はじめに】

部活動は高校生年代の心身の育成にとって重要な活動です。また、隣人を尊重し協働する精神や公正さと規律・自主性を尊ぶ態度を培います。文武不岐の考え方で、実践的な思考力や判断力を育む機会を通じて、 人格の形成に寄与するものです。

本校では部活動をする生徒たちを応援する体制を整え、その成長を支援します。平成30年に出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)」、「文化部活動に関する総合的なガイドライン(文化庁)」、加えて平成25年文部科学省からの「運動部活動での指導のガイドライン」に沿って本校の基本方針を定めます。

【基本方針】

部活動の目的は、『地の塩 世の光』として社会に奉仕、貢献すべき豊かな人格を形成することです。専門的な知識を学びつつ、合理的かつ効果的な活動を展開します。生徒による自主的な活動、運営を通じて責任感を持ち、自立した個人として自らの光を部内だけでなく学級、学校、そして社会へと輝かせることを目指します。

【適切な運営のための体制】

1. 指導体制の構築

可能な限り複数体制での顧問体制を構築します。部活指導員とも協力し、より専門的な見地からの指導を仰ぎます。また役割の分担や活動の効率化により、教員の働き方の改革へとつなげていきます。

2. 活動計画の作成

- a.顧問団で活動日程や回数、効率的な活動日の設定等を相談します。生徒への周知とともに、前月2 5日までに校長へ提出し、情報の共有を図ります。
- b.定期試験一週間前は原則活動を停止します。定期試験明けの週末に公式戦が行われる場合のみ 1時間程度の活動を許可する場合があります。
- c.休養日を、少なくとも週1日以上設ける。長期休業中も同様とします。
- d.活動時間は平日 1 日あたり 3 時間程度にします。休業日は原則半日(4 時間)程度とし、練習試合 や遠征の場合は生徒の体調を十分に考慮し、休養日を別途設けることとします。

3. 体罰・いじめ等の禁止

体罰はいかなる理由があっても許されない。生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような発言や行為も許されない。何より日頃からのこまめな生徒の観察、丁寧な面談に加え、学校生活アンケートを実施し、体罰・いじめに関する項目を設け、事態の把握を行う。平成25年に体罰根絶宣言で示された、「(部活動は)生徒の健全育成を目指すものであり、その中で指導者は生徒の生命を守り、人権を尊重し、個性を育んでいくことが使命として求められている」という精神を指導の中心に置きます。

4. 保護者の理解と協力

月間活動予定を周知し、必要に応じて保護者会の開催等を通じて部活動への理解を得て、協力体制 を築きます。また部費を集める場合は使途予定を提示し、年度末には学園の会計監査を受けたうえ で紙面にて報告をします。

5.安全な活動

生徒の安全を守る観点から原則、遠征・練習試合などは公共交通機関、貸し切りバス(運転手付)等 を利用します。

【安全で合理的・効果的な活動の推進】

1. 適切な指導方法の実践と研修

叱る指導から考えさせる指導へ転換し、やらされる活動からやりたくなる活動への質的な向上を図り、生徒自らが設定した目標達成に向け取り組む活動を展開します。また指導者は、ヴォーリズコーチングアカデミーの協力により、コーチング研修を受講し視野を広げ、指導方法の改善に努めます。

2. 生徒とのコミュニケーションの充実

生徒との丁寧なコミュニケーションを積み重ね、生徒の困りごとや、友人関係、取り組んでいる課題 やその達成度等の把握を通じてより一層の生徒理解に努めます。また、生徒間の人間関係を把握し、 リーダー育成を通じて集団作りを大切にします。

3・学校内の情報共有・連携

指導者は、学級担任などの学校生活を知る教員と常に情報を共有して、部員の学校生活をサポート します。